

平成31年2月7日

吉田町議会議長 八木 栄 様

産業建設常任委員会

委員長 大石 嶽



委員会調査報告書

○ 本委員会で決定した所管事務事項について、調査の結果を下記のとおり吉田町議会会議規則第73条の規定により報告します。

記

- 1 調査事項 道路、河川及び都市公園の管理及び整備について
- 2 調査の目的 豪雨時の道路冠水や劣化した道路の補修、河川の改修や管理について、町民から行政に対する要望が多数出されている。都市公園の草刈りなどの維持管理についても同様の意見、要望がある。
そこで、道路、河川及び都市公園の管理及び整備についての現状と改善策について調査・研究する。
- 3 調査の期間 調査・研究が終了するまで。
- 4 調査の経過 別紙のとおり
- 5 まとめ 別紙のとおり

別 紙

4 調査の経過

(1) 平成29年6月12日(月)、所管事務調査について「道路、河川及び都
市公園の管理及び整備について」と決定し、これまでの議会報告会で出さ
れた意見・要望のあった箇所などについて、当局から資料提供を求め、現
地調査を実施するとともに、委員会からの質問事項についての回答を受け
た。

また、治水対策事業の先進地である神奈川県川崎市と千葉県鎌ヶ谷市の
視察を行った。

(2) 道路の管理及び整備について

ア 以下の質問事項について当局から回答を受けた。

(ア) 道路の管理及び整備についての基本的な考え方

(イ) 各自治会からの土木要望の実施状況

※ 当局からの資料

① 道路法第42条(維持・修繕)の説明

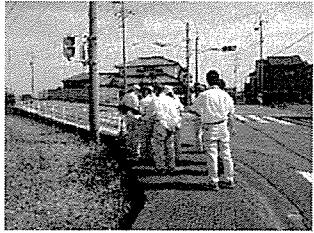
② 道路管理の基本的考え方

イ 過去3回の議会報告会において、意見、要望のあった箇所について現
地調査を行い、状況を確認した。

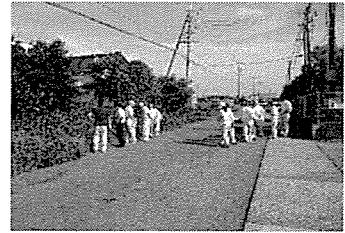
	現地調査箇所	課題
1	青柳北原4号線	舗装修繕の追加工事
2	谷川東塩谷線	舗装修繕
3	日の出上2号線	日の出団地から防災公園への道
4	中臨港4号線	拡幅
5	下片岡山通り線	鉄板と歩道
6	三軒屋西の宮線	舗装
7	すみれ保育園	幹線からの進入路
8	本田線	舗装、水路修繕
9	中央幹線	五差路の都市計画
10	海岸幹線	街路樹
11	松下沖田線	よしだ田んぼの舗装



日の出上 2 号線（日の出
団地から防災公園）



下片岡山通り線
(片岡橋西：鉄板の歩道)



本田線（川尻：旧すみれ保
育園より北進道路）

○ ウ 以上の調査をもとに、現状と改善策をまとめた。

- (ア) 地元からの改善要望のある道路については、当局も状況を把握しており、計画的な補修・改良に努めていることが確認できた。
- (イ) 現状において改良工事予算の確保若しくは補助事業採択の見込みが立たない事業も多く、改修計画の地元合意が得られないケースもあり、要望実現には多くの課題があることが改めて確認できた。
- (ウ) 児童・生徒の通学路に当たる道路の歩道などは、交通の安全を確保する観点から改修工事を優先的に実施すべきと考える。
- (エ) 事業計画を確実に実施できるよう地元との意見交換、補助事業採択の適合性等、毎年度十分に検討する必要を感じる。
- (オ) 町道及び国・県道の草刈りなどの地元要望については、対応策を示し、理解と協力を得るとともに、要望に応える必要がある。

○ (3) 河川の管理及び整備について

ア 現状と課題に対する質問事項について当局から回答を受けた。

- (ア) 土地利用の変化と降雨量に対する河川の整備、改修の計画について
・稻荷川 ・大幡川（大窪川） ・宮東川 ・宮裏川
- (イ) 大雨時の冠水対策について
・稻荷川 ・住吉川 ・問屋川 ・宮裏川
- (ウ) 河川、側溝の整備と清掃について
・川尻浜河原排水 ・中臨港線 ・稻荷川下流 ・大幡川下流
- (エ) 2級河川に対する要望を県にどう伝え、地元への回答はどうしているか。

・湯日川 ・坂口谷川

※ 当局からの資料

① 町内河川（準用河川、普通河川、都市下水路含む）位置図

② 静岡県河川指定調書（湯日川水系・大幡川水系準用河川）

イ 議会報告会参加者からの要望箇所及び調査を必要とする箇所について現地調査を行い、状況を確認した。

(ア) 大幡川下流（AGCテクノグラス㈱付近より下流）

(イ) 湯日川（北区／過去に決壊した箇所・浚渫予定箇所、図書館西側、片岡橋下流／過去に損壊した箇所）

(ウ) 稲荷川（さくら保育園東側、稻荷神社付近、中臨港線付近、水門）

(エ) 住吉川（㈱松浦スチロール工業所西、はねうお食品㈱、榛南幹線沿い、4号ポンプ場）

(オ) 坂口谷川（第1機場、第2機場、3号ポンプ場）

ウ 現地での説明に加えて、再度、以下の点について説明を求めた。

(ア) 当局の説明において十分理解できなかつた事項

(イ) 平成30年度予算について

※ 当局からの資料

① 平成29年度排水ポンプ設備等稼働実績表

② 住吉川排水区域概要図

③ 町内準用河川位置図

エ 以上の調査をもとに、現状と課題をまとめた。

(ア) 吉田町内全域の降雨量に対する排水計画について

全国的に、ゲリラ豪雨等、従来の予想を上回る災害が発生する事象が頻発しており、将来、吉田町全域における冠水・治水対策の総合的な計画を確立する必要がある。

(イ) 河川の草刈りや清掃について

地元住民からの要望が多い河川の草刈りや清掃は、湯日川など2級河川は町管理部分と県管理部分とで年2回～3回の草刈りを実施しているが、その他の河川については地元要望、パトロール等により、その都度、実施している状況である。

実施時期や回数など、地元への説明や対応を迅速に行い、自治会や町内会との協力・分担ができるよう協議が必要である。

坂口谷川の草刈り等について、住吉区町内会有志(新田実年会)、静岡県、吉田町の3者で「リバーフレンドシップ」の同意書を取り交わすなど、新たな動きもみられる。

(イ) 湯日川の整備計画について

湯日川の浚渫や水位管理など地元要望については、町を通じて県に強く要望しているところであるが、坂口谷川は整備計画がないことから予算確保の見通しも明らかでない。静岡県において早期に整備計画を策定し地元住民への説明を求める必要がある。

(エ) 稲荷川の排水対策について

稻荷川は流域全体の高低差がなく、大雨時の冠水問題が常態化している。河川の流水障害物除去や水路の天端嵩上げなどの対策を予定しているが、湯日川への排水対策として排水機場の設置など計画を見直し、今後の整備方針と併せて地元への説明が必要である。

(オ) 住吉川の排水対策について

住吉川流域（住吉区森下・西浜・山八・新田地区）の排水対策として、榛南幹線沿いの排水路の整備及び衛生センター西側への排水路・ポンプの設置を計画しているが、広範囲の雨水が集中する水路（住吉杉の子園から石原水産㈱、吉田浄化センター西）が満潮時においては4号ポンプ（毎分8t×4台）の能力では処理できないものと思われる。（坂口谷川の排水対策で記述。）

(カ) 坂口谷川への排水対策について

第2排水機場（坂口谷川橋北）の再稼働の有無について、農地の冠水被害を勘案し、関係団体を含めた検討が必要である。

第1排水機場（十石橋上流・毎分60t×3基）及び3号ポンプ（寄子橋上流・毎分8t×2台）の排水能力アップを検討すべきである。

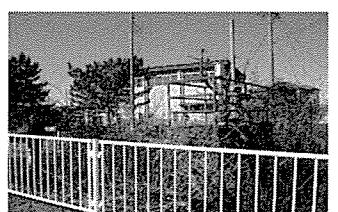
4号ポンプ（吉田浄化センター西・毎分8t×4



稻荷川の冠水



稻荷川水門



第2排水機場

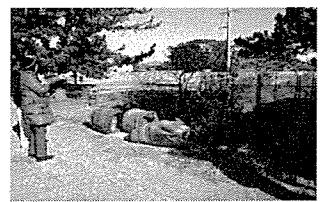


第1排水機場

台) の排水機場設置を検討すべきである。

(イ) 大幡川(大壅川)の整備について

補助事業として整備が進められているが、今後の計画について地元への説明が必要である。



4号ポンプ場

(4) 観察報告

ア 実施日 平成30年11月13日(火)～14日(水)

イ 観察目的 所管事務調査「道路、河川及び都市公園の管理及び整備についての現状と改善策について調査・研究する。」のうち、治水対策について先進地を観察する。

ウ 観察先 神奈川県川崎市、千葉県鎌ヶ谷市

エ 川崎市観察内容

(ア) 質問した事業

① 治水対策検討委員会について

治水整備水準である時間雨量50mmを超える降雨が増加傾向にあり、治水安全度の設定や治水対策の在り方に関する基本的な行政の方針を整理し、短期対策及び中長期対策を具体化し、計画的な治水対策を推進していくことを目的に、平成25年7月に設置した。

(川崎市治水対策検討委員会)

調整池の能力向上、河川整備計画の治水に関する事項などを主に検討している。

委員会の構成は市職員であり、関係部局の係長級で構成されるワーキンググループ会議と、課長級で構成する委員会となっている。

② 雨水流し抑制施設の指導について

無秩序な団地造成を抑制し、住みよいまちづくりを推進することを目的に、昭和40年に「団地造成事業施行基準」を策定したが、その後の急激な人口増加や市街化に伴う下水道整備に対応するため、調整池設置に関する項目を追加した。

指導開始当時は許容放水量、単位洪水調節水量等が明確になっていなかったので、昭和56年に基準を設定し、現在の「雨水流出抑制施設技術指針」に至っている。

この指針は、行政指導のため強制しておらず、客観的理由がある

場合に限り設置しなくてもよいとしているが、協議件数全体の5%程度となっている。

なお、特定都市河川流域（鶴見川）や臨海部（流出先が河川ではない）は対象としていない。

(イ) 観察結果

- ① 市内河川ごとに段階的な整備計画を設定し、治水対策を講じている。改修率は1級河川から普通河川まで合計で 3.5 mm/h においては98%、 5.0 mm/h においては81%との実績である。将来的には 9.0 mm/h の対応を計画している。
- ② 河川は、間地ブロック等による法面勾配の改修により断面積の向上で排水量を増加させている。当町においても参考にすべき工法である。
- ③ 道路冠水に対しては、 20 m ピッチでの排水溝や浸透性歩道などで水はけを良くしている。
- ④ 「具体的な川づくりの姿を見る化」（平成30年県と協定）計画により、市民に治水、利水、環境についての理解を深める事業が進められている。
- ⑤ 当町では雨水対策に関する総合的な整備計画が必要と考える。
- ⑥ ワーキンググループが関係局横断的に構成されており、若手担当者の意見把握に効果があるものと思う。
- ⑦ 雨水対策については、地下式やプレイロット式、駐車場を利用するなど、進出企業に対して有効な効果を上げることができるのでないか。
- ⑧ 川崎市は下水道においても雨水の排水を計算して設置しているが当町も計画できないか。

才 鎌ヶ谷市視察内容

(ア) 質問した事業

- ① 総合治水対策について

鎌ヶ谷市は千葉県の北西部に位置し、北総台地の最高地のため東西南北4方向に流れる河川の水源地でもあり、河川の支流による谷津が台地を刻む地形となっている。

台風等による浸水家屋被害が発生しており、昭和54年に「総合

治水対策特定河川事業」の採択を受け、昭和55年に「真間川流域総合治水対策協議会」(千葉県・市川市・松戸市・船橋市・鎌ヶ谷市)を設置し、昭和58年に総合的な治水対策の在り方を定めた「真間川流域整備計画」を策定した。

計画流量規模に合わせた河川の断面整備であるが、市街化により河川拡幅が困難であることから、流域対策量 $286,000\text{m}^3$ を流域市街に整備することを考慮した河川断面を決定している。

河川の改修・バイパス管整備、排水機場、分水路、調整池(11か所)の建設など(治水施設の整備)に加えて、雨水の貯留(小学校グランド8か所)、浸透施設の整備など(流域における対策)を強化した。

平成8年の台風による浸水家屋が306戸であったが、現在ではおおむね解消されている。

② 浸透枠モニター制度について

雨水浸透枠の設置については、平成7年に「設置指針」を制定し普及に努めてきた。

新築住宅の設置率は当初50%と低かったが平成20年度以降70%以上に上がり、住民意識が高まってきたものとみられる。

既存住宅については、宅地の掘削、個人の出費が伴うことから、平成22年度からモニター制度を導入し、既存住宅への設置普及と効果検証により啓発活動に役立てる効果を期待している。

工事費は、個人への補助金ではなく、複数件をまとめて市が直接発注する方が安価というメリットもある。

(イ) 観察結果

- ① 市の環境が畠から市街地へと大きく変化する様子は、当町の養鰻池が減り工場や宅地が開発され貯水力が無くなることと同じように感じられた。
- ② 真間川流域総合治水対策協議会の計画では、治水対策水量の鎌ヶ谷市分 $44,000\text{t}$ のうち、平成29年度までに市と民間と合わせると $84,237\text{t}$ の実績を上げているという効果を得ている。
- ③ 「河川の整備ができていれば貯水は必要ない、しかし100年に一度の豪雨に耐えられる河川ではないため貯水設備が必要」との説

明は当町にも当てはまる感じた。

- ④ 浸透枠モニター制度は市民の関心と協力が大事であり、市の年間予算100万円で枠1基5万円×2基（1家庭）で設置できれば取り組みやすいのではないか。
- ⑤ 浸透枠は治水対策としては有効であるが、当町の地質による液状化や地下水の高低によっても設置の条件が違ってくる。
- ⑥ 市民への情報提供のため、浸水予想地域の周知のための洪水ハザードマップが必要である。
- ⑦ 総合治水対策推進週間に合わせて、市民への理解を深める行事（ビジュアルボードフェア）や絵画コンクール、アンケート、「川クイズ」などの開催はソフト面での治水対策として大事である。

○ 力 総評

- (ア) 雨水をどう河川に導き、水量をなだらかにするのか知恵を絞る必要がある。
- (イ) 豪雨による洪水対策がしっかりとと考えられていた。当町では日常生活の中で起りうる災害への備えが遅れている。
- (ウ) プラスチック製の貯留枠を地下に設置する方法は大変良い方法である。敷地の有効利用が図られる。
- (エ) 「浸透枠モニター制度」は、ハード面での貯留効果と同時に市民への理解と協力というソフト面での効果も大きく、官民一体の治水対策として重要である。
- (オ) 両市とも近年急激な市街化へと発展している。当町も津波防潮堤など住みやすいまちづくりが進み定住者が増えつつある中で、治水の総合的な計画が必要であり、町民の安心と理解を深めるためにも、わかりやすい事業計画の説明とソフト面での活動が必要である。

(5) 都市公園の管理及び整備について

- ア 吉田町内の都市公園は17か所であるが、そのうち5か所は計画決定されているものの未開設となっている。

以下の事項について当局から説明を受けた。

- (ア) 都市公園の法的位置付けと種別
- (イ) 計画決定面積と供用面積

① 維持管理の状況

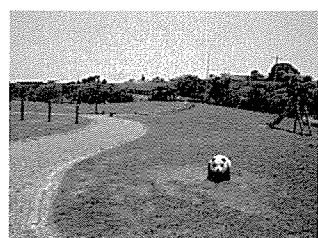
都市公園の整備に係る町民からの要望事項として未整備公園の整備計画について 7 公園

イ 供用開始されている 12 の公園について現地調査を行った。

調査に当たって草刈りや樹木などの管理状況、遊具の状態、駐車場や街灯などの整備状況を確認するため、チェックリストを作成し管理状態について大まかな分類をした。

A 管理がよくできている公園（3 公園）

青柳公園



吉田公園



防災公園



B おおむね管理できている公園（2 公園）

大道公園

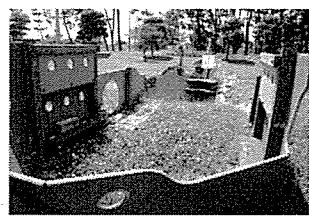


小藤路公園

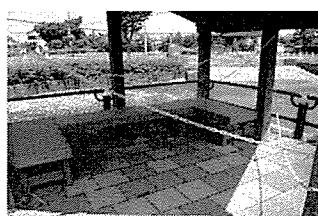


C 管理不十分な公園（7 公園）

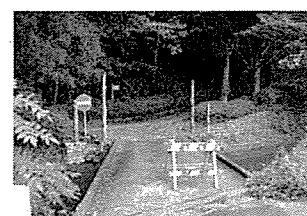
川尻大道公園



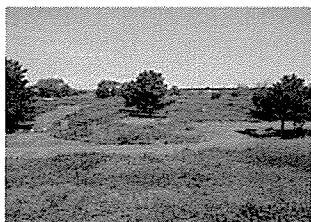
西の宮公園



能満寺山公園



大井川清流緑地



川尻児童公園



吉田海岸緑道



湯日川親水公園



○ ウ 現地調査の結果を踏まえ下記事項について、当局から説明を受けた。

- (ア) 管理が不十分な 7 公園について、現状と改善策
- (イ) 海岸に近い公園の避難誘導看板の設置計画
- (ウ) 公園駐車場のラインが消えている個所の補修計画
- (エ) 公園に設置された遊具の整備が不十分で危険ではないか
- (オ) 草刈りの年間頻度、委託状況、年間予算の内訳
- (カ) 青柳公園の管理が良い理由

○ エ 以上の調査をもとに、現状と課題をまとめた。

- (ア) 都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資する(都市公園法第 1 条による目的) となっているが、果たして吉田町の管理する都市公園が住民の福祉増進に寄与しているだろうか。

吉田町都市公園条例では、町民一人当たりの設置面積の標準は 5 m² 以上となっており、現在の開設状況は基準を満たしているが、管理状況や利用実態からみれば基準を満たしていないのではないか。

吉田町都市計画マスタープラン（平成 21 年策定・平成 21 年～37 年）第 IV 章 3 では、公園・公共施設内の緑の適切な管理としての住民アンケートによると、「公園・緑地の整備状況についての満足度は低く、また、若い世代の女性が子どもの遊び場を求めています。また、地域からの意見では、現在ある公園や公共施設の花や緑を適切に管理

していくことが求められています。」とあるが、現在でもこの状況は変わっていない。

- (イ) 計画的管理が不十分であり、町民の利用に供することができない状態となっている。(大井川清流緑地など)

都市公園条例に管理条項をつくり、常に町民が利用しやすい状態に管理すべきである。

- (ウ) 未整備公園の整備計画

未開設となっている5公園のうち、西の坪公園以外は実施計画策定が未定となっている。(内、3公園は区画整理地区内)

稲荷山公園の実施計画の策定、能満寺山公園の駐車場など、整備の具体化を図るべきである。

- (エ) 維持管理予算の確保

6公園については愛護団体にお願いし草刈り等を行っているが、多くはグラウンドゴルフに利用する範囲にとどまっている。

利用する地元住民の協力は重要であり、より一層の協力を求めるためにも、愛護団体との協力条件を明確にし、より多くの人が参加できるような意思疎通が必要である。

公園の維持管理は年間3,500万円の予算で、業務委託している。

しかし、青柳公園、吉田公園、防災公園など、管理がしっかりとされている公園以外は、安心して利用できる状態とはいえず、早急に草刈りや遊具の改善に必要な予算を確保すべきである。

※ 現地調査後において、草刈りや老朽化した遊具などが撤去された公園が数か所あり、管理状態が改善されていると見受けられた。

5 まとめ

議会報告会で要望が多く出された町道や準用河川、都市公園については、管理者である吉田町が常に良好な状態で管理及び整備を行う事とされている。

地元からの改善などの要望事項については当局も状況を把握しており、第5次吉田町総合計画の実施計画において具体的な予算計上に努めていることは確認できたが、予算の確保や補助金制度の活用など、より一層の努力で町民の要望に応える必要があると判断した。

- (1) 計画的な道路改修・草刈りなどの地元の要望について、予算措置を講じ

るとともに、要望に応える必要があると判断する。

- (2) 児童・生徒の通学路に当たる歩道の整備は、交通安全の観点からも優先的実施が求められる。
- (3) 近年、集中豪雨の発生が頻発していることも踏まえ、計画的に治水対策を講じる必要があり、2級河川・湯日川においては、計画的に治水対策が講じられるように、関係機関とより一層の調整を図ることが重要であると考える。

あわせて、中小河川流域における水量調節機能を有する調整池や浸透樹設置など、町民の協力のもと官民一体の治水対策が有効であると判断した。

- (4) 都市公園については、現地視察時は、草が繁茂し、遊具やベンチなど、町民が利用しにくい状況が散見されたが、その後の整備により一定の改善はされている。

常に町民が気持ち良く利用できる公園管理に一層の努力を願いたい。

また、能満寺山公園は町の中心的位置にあり、利用しやすい駐車場整備など早急に具体化を図るべきであると判断した。

- (5) 第5次吉田町総合計画の将来都市像「人が集い 未来へはばたく魅力あふれるまち 吉田町」に向けて、町民が安全・安心に暮らせる環境整備を重点施策として推進することが必要であると判断した。

平成31年2月7日

吉田町議会議長 八木 栄 様

産業建設常任委員会
委員長 大石 嶽



委員会調査報告書

本委員会で決定した所管事務事項について、調査の結果を下記のとおり吉田町議会会議規則第73条の規定により報告します。

記

- 1 調査事項 道路、河川及び都市公園の管理及び整備について
- 2 調査の目的 豪雨時の道路冠水や劣化した道路の補修、河川の改修や管理について、町民から行政に対する要望が多数出されている。都市公園の草刈りなどの維持管理についても同様の意見、要望がある。
そこで、道路、河川及び都市公園の管理及び整備についての現状と改善策について調査・研究する。
- 3 調査の期間 調査・研究が終了するまで。
- 4 調査の経過 別紙のとおり
- 5 まとめ 別紙のとおり

別 紙

4 調査の経過

(1) 平成29年6月12日(月)、所管事務調査について「道路、河川及び都市公園の管理及び整備について」と決定し、これまでの議会報告会で出された意見・要望のあった箇所などについて、当局から資料提供を求め、現地調査を実施するとともに、委員会からの質問事項についての回答を受けた。

また、治水対策事業の先進地である神奈川県川崎市と千葉県鎌ヶ谷市の視察を行った。

(2) 道路の管理及び整備について

ア 以下の質問事項について当局から回答を受けた。

(ア) 道路の管理及び整備についての基本的な考え方

(イ) 各自治会からの土木要望の実施状況

※ 当局からの資料

① 道路法第42条(維持・修繕)の説明

② 道路管理の基本的考え方

イ 過去3回の議会報告会において、意見、要望のあった箇所について現地調査を行い、状況を確認した。

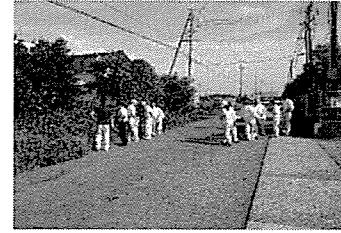
	現地調査箇所	課題
1	青柳北原4号線	舗装修繕の追加工事
2	谷川東塩谷線	舗装修繕
3	日の出上2号線	日の出団地から防災公園への道
4	中臨港4号線	拡幅
5	下片岡山通り線	鉄板と歩道
6	三軒屋西の宮線	舗装
7	すみれ保育園	幹線からの進入路
8	本田線	舗装、水路修繕
9	中央幹線	五差路の都市計画
10	海岸幹線	街路樹
11	松下沖田線	よしだ田んぼの舗装



日の出上 2 号線（日の出
団地から防災公園）



下片岡山通り線
(片岡橋西：鉄板の歩道)



本田線（川尻：旧すみれ保
育園より北進道路）

○ ウ 以上の調査をもとに、現状と改善策をまとめた。

- (ア) 地元からの改善要望のある道路については、当局も状況を把握しており、計画的な補修・改良に努めていることが確認できた。
- (イ) 現状において改良工事予算の確保若しくは補助事業採択の見込みが立たない事業も多く、改修計画の地元合意が得られないケースもあり、要望実現には多くの課題があることが改めて確認できた。
- (ウ) 児童・生徒の通学路に当たる道路の歩道などは、交通の安全を確保する観点から改修工事を優先的に実施すべきと考える。
- (エ) 事業計画を確実に実施できるよう地元との意見交換、補助事業採択の適合性等、毎年度十分に検討する必要を感じる。
- (オ) 町道及び国・県道の草刈りなどの地元要望については、対応策を示し、理解と協力を得るとともに、要望に応える必要がある。

○ (3) 河川の管理及び整備について

ア 現状と課題に対する質問事項について当局から回答を受けた。

- (ア) 土地利用の変化と降雨量に対する河川の整備、改修の計画について
・稻荷川 ・大幡川（大窪川） ・宮東川 ・宮裏川
- (イ) 大雨時の冠水対策について
・稻荷川 ・住吉川 ・問屋川 ・宮裏川
- (ウ) 河川、側溝の整備と清掃について
・川尻浜河原排水 ・中臨港線 ・稻荷川下流 ・大幡川下流
- (エ) 2級河川に対する要望を県にどう伝え、地元への回答はどうしているか。

・湯日川 ・坂口谷川

※ 当局からの資料

① 町内河川（準用河川、普通河川、都市下水路含む）位置図

② 静岡県河川指定調書（湯日川水系・大幡川水系準用河川）

イ 議会報告会参加者からの要望箇所及び調査を必要とする箇所について
現地調査を行い、状況を確認した。

(ア) 大幡川下流（A G C テクノグラス株付近より下流）

(イ) 湯日川（北区／過去に決壊した箇所・浚渫予定箇所、図書館西側、
片岡橋下流／過去に損壊した箇所）

(ウ) 稲荷川（さくら保育園東側、稻荷神社付近、中臨港線付近、水門）

(エ) 住吉川（株松浦スチロール工業所西、はねうお食品株、榛南幹線沿
い、4号ポンプ場）

(オ) 坂口谷川（第1機場、第2機場、3号ポンプ場）

ウ 現地での説明に加えて、再度、以下の点について説明を求めた。

(ア) 当局の説明において十分理解できなかつた事項

(イ) 平成30年度予算について

※ 当局からの資料

① 平成29年度排水ポンプ設備等稼働実績表

② 住吉川排水区域概要図

③ 町内準用河川位置図

エ 以上の調査をもとに、現状と課題をまとめた。

(ア) 吉田町内全域の降雨量に対する排水計画について

全国的に、ゲリラ豪雨等、従来の予想を上回る災害が発生する事
象が頻発しており、将来、吉田町全域における冠水・治水対策の総
合的な計画を確立する必要がある。

(イ) 河川の草刈りや清掃について

地元住民からの要望が多い河川の草刈りや清掃は、湯日川など2
級河川は町管理部分と県管理部分とで年2回～3回の草刈りを実
施しているが、その他の河川については地元要望、パトロール等に
より、その都度、実施している状況である。

実施時期や回数など、地元への説明や対応を迅速に行い、自治会
や町内会との協力・分担ができるよう協議が必要である。

坂口谷川の草刈り等について、住吉区町内会有志(新田実年会)、静岡県、吉田町の3者で「リバーフレンドシップ」の同意書を取り交わすなど、新たな動きもみられる。

(イ) 湯日川の整備計画について

湯日川の浚渫や水位管理など地元要望については、町を通じて県に強く要望しているところであるが、坂口谷川は整備計画がないことから予算確保の見通しも明らかでない。静岡県において早期に整備計画を策定し地元住民への説明を求める必要がある。

(エ) 稲荷川の排水対策について

稻荷川は流域全体の高低差がなく、大雨時の冠水問題が常態化している。河川の流水障害物除去や水路の天端嵩上げなどの対策を予定しているが、湯日川への排水対策として排水機場の設置など計画を見直し、今後の整備方針と併せて地元への説明が必要である。

(オ) 住吉川の排水対策について

住吉川流域(住吉区森下・西浜・山八・新田地区)の排水対策として、榛南幹線沿いの排水路の整備及び衛生センター西側への排水路・ポンプの設置を計画しているが、広範囲の雨水が集中する水路(住吉杉の子園から石原水産㈱、吉田浄化センター西)が満潮時においては4号ポンプ(毎分8t×4台)の能力では処理できないものと思われる。(坂口谷川の排水対策で記述。)

(カ) 坂口谷川への排水対策について

第2排水機場(坂口谷川橋北)の再稼働の有無について、農地の冠水被害を勘案し、関係団体を含めた検討が必要である。

第1排水機場(十石橋上流・毎分60t×3基)及び3号ポンプ(寄子橋上流・毎分8t×2台)の排水能力アップを検討すべきである。

4号ポンプ(吉田浄化センター西・毎分8t×4



稻荷川の冠水



稻荷川水門



第2排水機場

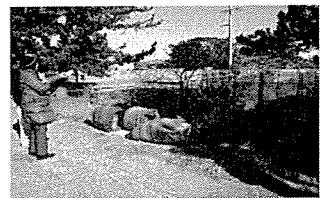


第1排水機場

台) の排水機場設置を検討すべきである。

(キ) 大幡川(大窪川)の整備について

補助事業として整備が進められているが、今後の計画について地元への説明が必要である。



4号ポンプ場

(4) 観察報告

ア 実施日 平成30年11月13日(火)～14日(水)

イ 観察目的 所管事務調査「道路、河川及び都市公園の管理及び整備についての現状と改善策について調査・研究する。」のうち、治水対策について先進地を観察する。

ウ 観察先 神奈川県川崎市、千葉県鎌ヶ谷市

エ 川崎市観察内容

(ア) 質問した事業

① 治水対策検討委員会について

治水整備水準である時間雨量50mmを超える降雨が増加傾向にあり、治水安全度の設定や治水対策の在り方に関する基本的な行政の方針を整理し、短期対策及び中長期対策を具体化し、計画的な治水対策を推進していくことを目的に、平成25年7月に設置した。

(川崎市治水対策検討委員会)

調整池の能力向上、河川整備計画の治水に関する事項などを主に検討している。

委員会の構成は市職員であり、関係部局の係長級で構成されるワーキンググループ会議と、課長級で構成する委員会となっている。

② 雨水流し抑制施設の指導について

無秩序な団地造成を抑制し、住みよいまちづくりを推進することを目的に、昭和40年に「団地造成事業施行基準」を策定したが、その後の急激な人口増加や市街化に伴う下水道整備に対応するため、調整池設置に関する項目を追加した。

指導開始当時は許容放水量、単位洪水調節水量等が明確になっていなかったので、昭和56年に基準を設定し、現在の「雨水流出抑制施設技術指針」に至っている。

この指針は、行政指導のため強制しておらず、客観的理由がある

場合に限り設置しなくてもよいとしているが、協議件数全体の5%程度となっている。

なお、特定都市河川流域（鶴見川）や臨海部（流出先が河川ではない）は対象としていない。

(イ) 観察結果

- ① 市内河川ごとに段階的な整備計画を設定し、治水対策を講じている。改修率は1級河川から普通河川まで合計で 35 mm/h においては98%、 50 mm/h においては81%との実績である。将来的には 90 mm/h の対応を計画している。
- ② 河川は、間地ブロック等による法面勾配の改修により断面積の向上で排水量を増加させている。当町においても参考にすべき工法である。
- ③ 道路冠水に対しては、 20 m ピッチでの排水溝や浸透性歩道などで水はけを良くしている。
- ④ 「具体的な川づくりの姿を見る化」（平成30年県と協定）計画により、市民に治水、利水、環境についての理解を深める事業が進められている。
- ⑤ 当町では雨水対策に関する総合的な整備計画が必要と考える。
- ⑥ ワーキンググループが関係局横断的に構成されており、若手担当者の意見把握に効果があるものと思う。
- ⑦ 雨水対策については、地下式やプレイロット式、駐車場を利用するなど、進出企業に対して有効な効果を上げることができるのでないか。
- ⑧ 川崎市は下水道においても雨水の排水を計算して設置しているが当町も計画できないか。

オ 鎌ヶ谷市観察内容

(ア) 質問した事業

- ① 総合治水対策について

鎌ヶ谷市は千葉県の北西部に位置し、北総台地の最高地のため東西南北4方向に流れる河川の水源地でもあり、河川の支流による谷津が台地を刻む地形となっている。

台風等による浸水家屋被害が発生しており、昭和54年に「総合

治水対策特定河川事業」の採択を受け、昭和55年に「真間川流域総合治水対策協議会」(千葉県・市川市・松戸市・船橋市・鎌ヶ谷市)を設置し、昭和58年に総合的な治水対策の在り方を定めた「真間川流域整備計画」を策定した。

計画流量規模に合わせた河川の断面整備であるが、市街化により河川拡幅が困難であることから、流域対策量 $286,000\text{m}^3$ を流域市街に整備することを考慮した河川断面を決定している。

河川の改修・バイパス管整備、排水機場、分水路、調整池(11か所)の建設など(治水施設の整備)に加えて、雨水の貯留(小学校グランド8か所)、浸透施設の整備など(流域における対策)を強化した。

平成8年の台風による浸水家屋が306戸であったが、現在ではおおむね解消されている。

② 浸透枠モニター制度について

雨水浸透枠の設置については、平成7年に「設置指針」を制定し普及に努めてきた。

新築住宅の設置率は当初50%と低かったが平成20年度以降70%以上に上がり、住民意識が高まってきたものとみられる。

既存住宅については、宅地の掘削、個人の出費が伴うことから、平成22年度からモニター制度を導入し、既存住宅への設置普及と効果検証により啓発活動に役立てる効果を期待している。

工事費は、個人への補助金ではなく、複数件をまとめて市が直接発注する方が安価というメリットもある。

(イ) 視察結果

- ① 市の環境が畠から市街地へと大きく変化する様子は、当町の養鰻池が減り工場や宅地が開発され貯水力が無くなることと同じように感じられた。
- ② 真間川流域総合治水対策協議会の計画では、治水対策水量の鎌ヶ谷市分 $44,000\text{t}$ のうち、平成29年度までに市と民間と合わせると $84,237\text{t}$ の実績を上げているという効果を得ている。
- ③ 「河川の整備ができていれば貯水は必要ない、しかし100年に一度の豪雨に耐えられる河川ではないため貯水設備が必要」との説

明は当町にも当てはまる感じた。

- ④ 浸透枠モニター制度は市民の関心と協力が大事であり、市の年間予算100万円で枠1基5万円×2基（1家庭）で設置できれば取り組みやすいのではないか。
- ⑤ 浸透枠は治水対策としては有効であるが、当町の地質による液状化や地下水の高低によっても設置の条件が違ってくる。
- ⑥ 市民への情報提供のため、浸水予想地域の周知のための洪水ハザードマップが必要である。
- ⑦ 総合治水対策推進週間に合わせて、市民への理解を深める行事（ビジュアルボードフェア）や絵画コンクール、アンケート、「川クイズ」などの開催はソフト面での治水対策として大事である。

力 総評

- (ア) 雨水をどう河川に導き、水量をなだらかにするのか知恵を絞る必要がある。
- (イ) 豪雨による洪水対策がしっかりとと考えられていた。当町では日常生活の中で起こりうる災害への備えが遅れている。
- (ウ) プラスチック製の貯留枠を地下に設置する方法は大変良い方法である。敷地の有効利用が図られる。
- (エ) 「浸透枠モニター制度」は、ハード面での貯留効果と同時に市民への理解と協力というソフト面での効果も大きく、官民一体の治水対策として重要である。
- (オ) 両市とも近年急激な市街化へと発展している。当町も津波防潮堤など住みやすいまちづくりが進み定住者が増えつつある中で、治水の総合的な計画が必要であり、町民の安心と理解を深めるためにも、わかりやすい事業計画の説明とソフト面での活動が必要である。

(5) 都市公園の管理及び整備について

- ア 吉田町内の都市公園は17か所であるが、そのうち5か所は計画決定されているものの未開設となっている。
以下の事項について当局から説明を受けた。
- (ア) 都市公園の法的位置付けと種別
- (イ) 計画決定面積と供用面積

① 維持管理の状況

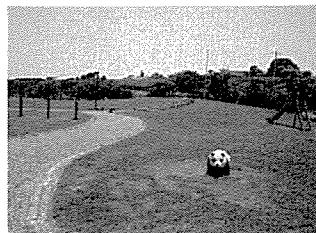
都市公園の整備に係る町民からの要望事項として未整備公園の整備計画について 7 公園

イ 供用開始されている 12 の公園について現地調査を行った。

調査に当たって草刈りや樹木などの管理状況、遊具の状態、駐車場や街灯などの整備状況を確認するため、チェックリストを作成し管理状態について大まかな分類をした。

A 管理がよくできている公園（3 公園）

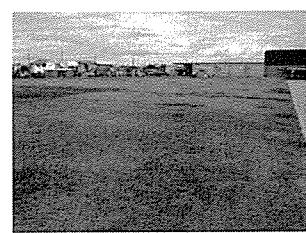
青柳公園



吉田公園



防災公園



B おおむね管理できている公園（2 公園）

大道公園

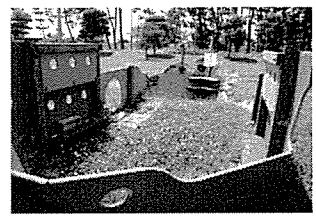


小藤路公園

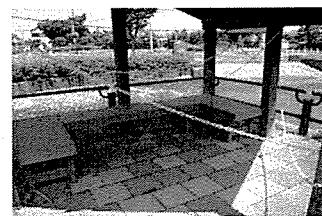


C 管理不十分な公園（7 公園）

川尻大道公園



西の宮公園



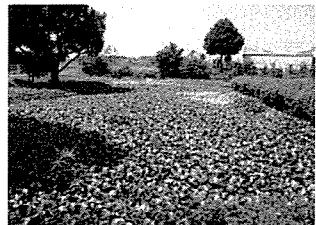
能満寺山公園



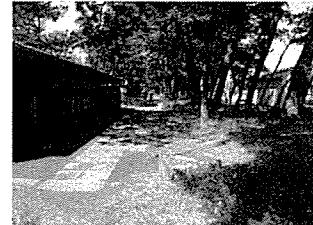
大井川清流緑地



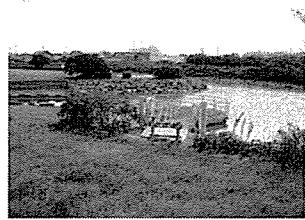
川尻児童公園



吉田海岸緑道



湯日川親水公園



○ ウ 現地調査の結果を踏まえ下記事項について、当局から説明を受けた。

- (ア) 管理が不十分な 7 公園について、現状と改善策
- (イ) 海岸に近い公園の避難誘導看板の設置計画
- (エ) 公園駐車場のラインが消えている個所の補修計画
- (オ) 公園に設置された遊具の整備が不十分で危険ではないか
- (カ) 草刈りの年間頻度、委託状況、年間予算の内訳
- (カ) 青柳公園の管理が良い理由

○ エ 以上の調査をもとに、現状と課題をまとめた。

- (ア) 都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資する(都市公園法第 1 条による目的) となっているが、果たして吉田町の管理する都市公園が住民の福祉増進に寄与しているだろうか。

吉田町都市公園条例では、町民一人当たりの設置面積の標準は 5 m^2 以上となっており、現在の開設状況は基準を満たしているが、管理状況や利用実態からみれば基準を満たしていないのではないか。

吉田町都市計画マスター プラン（平成 21 年策定・平成 21 年～ 37 年）第 IV 章 3 では、公園・公共施設内の緑の適切な管理としての住民アンケートによると、「公園・緑地の整備状況についての満足度は低く、また、若い世代の女性が子どもの遊び場を求めています。また、地域からの意見では、現在ある公園や公共施設の花や緑を適切に管理

していくことが求められています。」とあるが、現在でもこの状況は変わっていない。

(イ) 計画的管理が不十分であり、町民の利用に供することができない状態となっている。(大井川清流緑地など)

都市公園条例に管理条項をつくり、常に町民が利用しやすい状態に管理すべきである。

(ウ) 未整備公園の整備計画

未開設となっている5公園のうち、西の坪公園以外は実施計画策定が未定となっている。(内、3公園は区画整理地区内)

稲荷山公園の実施計画の策定、能満寺山公園の駐車場など、整備の具体化を図るべきである。

(エ) 維持管理予算の確保

6公園については愛護団体にお願いし草刈り等を行っているが、多くはグラウンドゴルフに利用する範囲にとどまっている。

利用する地元住民の協力は重要であり、より一層の協力を求めるためにも、愛護団体との協力条件を明確にし、より多くの人が参加できるような意思疎通が必要である。

公園の維持管理は年間3,500万円の予算で、業務委託している。

しかし、青柳公園、吉田公園、防災公園など、管理がしっかりとされている公園以外は、安心して利用できる状態とはいえず、早急に草刈りや遊具の改善に必要な予算を確保すべきである。

※ 現地調査後において、草刈りや老朽化した遊具などが撤去された公園が数か所あり、管理状態が改善されていると見受けられた。

5まとめ

議会報告会で要望が多く出された町道や準用河川、都市公園については、管理者である吉田町が常に良好な状態で管理及び整備を行う事とされている。

地元からの改善などの要望事項については当局も状況を把握しており、第5次吉田町総合計画の実施計画において具体的な予算計上に努めていることは確認できたが、予算の確保や補助金制度の活用など、より一層の努力で町民の要望に応える必要があると判断した。

(1) 計画的な道路改修・草刈りなどの地元の要望について、予算措置を講じ

るとともに、要望に応える必要があると判断する。

- (2) 児童・生徒の通学路に当たる歩道の整備は、交通安全の観点からも優先的実施が求められる。
- (3) 近年、集中豪雨の発生が頻発していることも踏まえ、計画的に治水対策を講じる必要があり、2級河川・湯日川においては、計画的に治水対策が講じられるように、関係機関とより一層の調整を図ることが重要であると考える。

あわせて、中小河川流域における水量調節機能を有する調整池や浸透枠設置など、町民の協力のもと官民一体の治水対策が有効であると判断した。

- (4) 都市公園については、現地視察時は、草が繁茂し、遊具やベンチなど、町民が利用しにくい状況が散見されたが、その後の整備により一定の改善はされている。

常に町民が気持ち良く利用できる公園管理に一層の努力を願いたい。

また、能満寺山公園は町の中心的位置にあり、利用しやすい駐車場整備など早急に具体化を図るべきであると判断した。

- (5) 第5次吉田町総合計画の将来都市像「人が集い 未来へはばたく魅力あふれるまち 吉田町」に向けて、町民が安全・安心に暮らせる環境整備を重点施策として推進することが必要であると判断した。

